実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	周世地区 (周世集落)	令和4年3月22日	-

1 対象地区の現状

区分	面 積(ha)	割合
地区内の耕地面積		
①人・農地プランの耕地面積	40.3 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.6 ha	78.3 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	17.5 ha	55.4 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.1 ha	44.6 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	4.9 ha	12.1 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	5.1 ha	12.5 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	4.2 ha	10.3 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	8.7 ha	21.7 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5 ha	3.8 %
(備考)		

所有者からの回答を優先し、所有者からの回答がない場合は耕作者の回答結果を集計した。

2 対象地区の課題

- ・アンケート結果では、70才以上の農地所有者の耕作面積が14.1haと全体の約半数を占め、その内「後継者が不明」または「未定」の農地は9.93haと3割を占めるが、このような農地の保全を地区全体で考える必要がある。
- ・すでにほ場整備が完了した区画以外の3区画は、山裾や傾斜地等立地条件が悪く、耕作放棄も進んでいるため農地所有者の半数の方が再整備を望んでいた。数年後には県道の付け替え工事もあり、農地の基礎整備を含め、地区農業の将来像を検討する必要がある。
- ・現状としては、地域内に中心経営体(営農組合と地区外認定農業者)は2者いるものの、ほ場整備内農地においても耕作を委ねたい面積が1.04haあり、営農組合の構成員の高齢化が進む中、農地の担い手の確保等について検討する必要がある。また、営農組合の法人化について1/3の方が賛成しており検討を要する。
 - ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区には中心経営体としての営農組合があり、既にほ場整備田の6割を耕作しているが、今後も農地を担っていけるか協議する。また協議の結果、今後の耕作が困難となり得る場合には認定農業者への農地の集積化、もしくは、双方で協業化を図る。
- ·今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、営農組合と認定農業者間で協議し、効率的な経営が図れるよう集約化に努める。
- ・中心経営体は限られた労力で耕作による農地保全を図ることから、所有者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、中心経営体と共同で行うように努める。

(参考) 中心経営体

	• J /							
属性	農業者	現状 (令和4年3月現在)		今後の農地の引受けの意向				
	11-	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲	
隻	集	Α		水稲・小麦・大豆	21.0 ha	水稲・小麦・大豆	21.0 ha	
認	農	В		水稲	0.50 ha	水稲	2.0 ha	
計			2 経営体		21.5 ha		23 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、15,417㎡となっている。

●周世土地利用組合・周世ふれあい市場の法人化取組方針既存組織である周世土地利用組合と周世ふれあい市場を統合した法人組織の設立が可能か検討する。

●農地中間管理機構の活用方針

営農組合が法人化した場合は、借受農地を原則として機構に貸付けていく。

当面は耕作を希望する所有者であっても、後継者がなく営農の継続が困難となった場合は、営農組合(法人化された場合)・認定農業者等中心経営体へ耕作を引き継ぎ、機構に貸し付けていく。

営農組合の継続が困難となった場合は、農地バンク機能を活用し新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

●基礎整備への取組方針

アンケート結果により、未整備田の大区画化・用排水路の整備等の基礎整備事業に取組み、農業の生産効率の向上と省力化を図れるよう関係者で検討を行う。

●作物生産に関する取組方針

営農組合が管理する農地に作付けされる米・麦・大豆などの土地利用作物は、ブロックローテーションに取り組み、新山田・奥西地区は、開墾により果樹・野菜等園芸作物に取組み可能か検討する。

●鳥獣被害防止対策への取組方針

鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の点検強化、捕獲体制等について、地区全体で協議する。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針

担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。